

答申第 727 号

令和元年 5 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 3 月 13 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 43）（諮問第 806 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付けメール、同日付け起案文書、同月27日付け通知文、同月28日付け依頼に係る回覧文書、同年8月1日付け起案文書、同月3日付けメール、同月4日付けメール、同月5日付け事務連絡に係る回覧文書、同月8日付け依頼に係る回覧文書、同月10日付けメールに係る起案文書、同月16日付けメール、同月17日付けメール、同日に開催された特定会議Aの次第、同月18日付けメール、同月25日に開催された特定会議Bの議事概要、同日付けメール、同月30日付けメール、同年9月13日付けメール、同日付けメールに係る回答、同日付け事務連絡、同月14日付け事務連絡に係る回覧文書、同月16日付け起案文書、同日に開催された特定会議Cの議事概要、同会議の会議資料、同月21日付けメール、特定施設Xに係る取扱注意文書及び同年10月18日付け起案文書を対象文書として特定したことは妥当であるが、特定会議Bの議事概要の添付資料である特定2施設の不審者等対応マニュアルについては、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定をすべきである。
- (2) 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付けメール（以下「甲子文書」という。）、同日付け起案文書（以下「乙丑文書」という。）、同月27日付け通知文（以下「丙寅文書」という。）、同月28日付け依頼に係る回覧文書（以下「丁卯文書」という。）、同年8月1日付け起案文書（以下「戊辰文書」という。）、同月3日付けメール（以下「己巳文書」という。）、同月4日付けメール（以下「庚午文書」という。）

という。）、同月5日付け事務連絡に係る回覧文書（以下「辛未文書」という。）、同月8日付け依頼に係る回覧文書（以下「壬申文書」という。）、同月10日付けメールに係る起案文書（以下「癸酉文書」という。）、同月16日付けメール（以下「甲戌文書」という。）、同月17日付けメール（以下「乙亥文書」という。）、同日に開催された特定会議Aの次第（以下「丙子文書」という。）、同月18日付けメール（以下「丁丑文書」という。）、同月25日に開催された特定会議Bの議事概要（以下「戊寅文書」という。）、同日付けメール（以下「己卯文書」という。）、同月30日付けメール（以下「庚辰文書」という。）、同年9月13日付けメール（以下「辛巳文書」という。）、同日付けメールに係る回答（以下「壬午文書」という。）、同日付け事務連絡（以下「癸未文書」という。）、同月14日付け事務連絡に係る回覧文書（以下「甲申文書」という。）、同月16日付け起案文書（以下「乙酉文書」という。）、同日に開催された特定会議Cの議事概要（以下「丙戌文書」という。）、同会議の会議資料（以下「丁亥文書」という。）、同月21日付けメール（以下「戊子文書」という。）、特定施設Xに係る取扱注意文書（以下「己丑文書」という。）及び同年10月18日付け起案文書（以下「庚寅文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書等を理由に別表1に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 別表1のγ-1欄に掲げる情報

別表1のγ-1欄に掲げる県の補正予算の要求予定項目に関する情報は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。

イ 別表1のγ-2欄に掲げる情報

別表1のγ-2欄に掲げる次の情報については、次の理由により、公開すべきである。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、同条に適合する。

(イ) 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

(ウ) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。

(エ) 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断が行われていないにもかかわらず、実施機関

は、公務員以外の主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員や当該公務員から当該情報を聴いた者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。

(オ) 危機管理マニュアルに関する情報

危機管理マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。

(カ) 所属内での会議に関する情報

所属内での会議に関する情報は、これを公開したとしても、犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。

ウ 別表1のγ-3欄に掲げる情報

別表1のγ-3欄に掲げる特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）について、主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号柱書に該当するとは言えず、特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、同号柱書に規定される支障には当たらない。

特定事件の社会的意義は大きいことから、特定利用者情報を公開すべきである。

なお、実施機関は、主権者からの問合せを支障とみなしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

エ 別表1のγ-4欄に掲げる情報

別表1のγ-4欄に掲げる国の第2次補正予算に関する情報は、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。

また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。

さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に公開したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。

オ 別表1のγ-5欄に掲げる情報

別表1のγ-5欄に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報について、一般職員にも明らかにしていないものであれば、なおのこと公開すべきである。実施機関は所属長のみが了知している情報である旨説明するが、これは非公開理由とは関係がない。また、これらの情報が同プロジェクトの検討者の意図に反して利用され人事事務に支障が生じる旨の実施機関の説明もあまりに不合理で言語道断であり、かかる弁明は民主主義社会の根幹たる情報公開、国民主権、民主主義及び公務員奉仕制の全否定である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

別表1のα欄に掲げる情報は、統計情報であり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報は公開されている。また、精神医学の学術雑誌等で病院、

学校、刑事収容施設等における別表1のβ欄に掲げる情報に相当する統計情報は公になっており、これを非公開とする理由はない。

(3) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（県民局次世代育成部子ども家庭課（平成30年4月1日から福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課））の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 己巳文書

(ア) 補正予算に関する情報

己巳文書において本件処分により非公開とした別表1のγ-1欄に掲げる情報は、補正予算に関する情報であって、県民局又は保健福祉局の9月補正予算に係る要求予定項目として記載された各県有施設における防犯対策に関するもの及び民間福祉施設の防犯対策に関する新規補助事業に関するものである。

本件請求時点にあつては、県が設置した第三者委員から構成される特定委員会において、特定事件の事実確認や事後対応の検討を行っている段階にあり、特定事件の事後対応については、特定委員会の検討結果を踏まえて判断していくものであるため、これらの情報を公開した場合、特定委員会での検討段階であるにもかかわらず、特定委員会との調整なく実施機関の独断により特定の事後対応を講じているように誤解され、特定委員会との信頼関係を損ない、特定事件の事後対応事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 県民局入所施設における防犯体制に関する情報

己巳文書において本件処分により非公開とした別表1のγ-2欄に掲げる情報は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。

県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、かかる情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に困難を来たし、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。

よって、かかる情報は、公開することにより施設の安全確保に関す

る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 甲戌文書

甲戌文書において本件処分により非公開とした別表1のγ-3欄に掲げる特定利用者情報は、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあったものといえる。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 丁丑文書

丁丑文書において本件処分により非公開とした情報は、県民局入所施設等の警備体制等の具体的防犯体制に関する情報であり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 戊寅文書

戊寅文書は、特定会議Bの議事概要であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。

(ア) 戊寅文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-2欄に掲げる県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報

戊寅文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-2欄に掲げる県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることか

ら、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 戊寅文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-4欄に掲げる国の第2次補正予算に関する情報

戊寅文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-4欄に掲げる国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議Bにおいて言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 己卯文書

己卯文書において本件処分により非公開とした情報は、県局所管入所施設等における侵入者対策等に関する情報であり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 庚辰文書

庚辰文書において本件処分により非公開とした情報は、県民局所管入所施設等で導入を検討している具体的な防犯設備の内容に係る情報であり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 辛巳文書

(ア) 福祉施設の安全対策に係る補正予算に関する情報

辛巳文書において本件処分により非公開とした情報のうち、福祉施設の安全対策に係る補正予算に関する情報は、11月補正予算の要求予

定項目として記載されたものであり、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 特定施設Xの改修又は建替えに係る補正予算に関する情報

辛巳文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定施設Xの改修又は建替えに係る補正予算に関する情報は、11月補正予算の要求予定項目であるという点で前記(ア)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、かかる情報は、特定施設Xの大規模改修又は建替え方針に密接に関係するものであるところ、その内容は、同施設の運営者、利用者、その他関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報である。したがって、かかる情報は、これを公開した場合、同施設の運営者、利用者等と行ってきた同施設の再生に向けたこれまでの調整について疑念を抱かれ、相互の信頼関係の下で行われる以後の調整に支障が生じるおそれがあるものである。

よって、かかる情報は、この点においても、同号柱書に該当する。

ク 壬午文書

壬午文書において本件処分により非公開とした情報は、11月補正予算の要求予定項目であるという点で前記キ(ア)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 癸未文書

(ア) 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報

癸未文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「各入所施設の緊急時の連絡体制」中の県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載さ

れたものであるため、これを公開した場合、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開した場合、当該施設においては連絡体制が整っていない防犯体制が脆弱な施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まることが予想され、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

- (イ) 「各入所施設のその他設備、器具、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

癸未文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「各入所施設のその他設備、器具、器具の状況」中の県民局所管6施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容と密接にかかわるものであり、かかる情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (ウ) 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

癸未文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「特定事件以降の各入所施設での対応状況」中の県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであることから、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開した場合、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記(ア)後段と同様に、同号柱書に該当する。

(エ) その余の情報

癸未文書において本件処分により非公開とした情報のうち、前記(ア)から(ウ)までに掲げる情報を除いた情報は、県民局所管6施設における具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 丙戌文書

(ア) 別表1のγ-2欄に掲げる議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報

丙戌文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-2欄に掲げる議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報は、実施機関における防犯体制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであって、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 別表1のγ-5欄に掲げる議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容に係る情報

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトとは、福祉専門職のキャリア形成の道筋を整理するためのプロジェクトであるところ、本件請求時においては、いまだ同プロジェクトの検討を始めるか否かを検討

し始めた段階にすぎない未成熟のものであり、本件処分により非公開としたその内容についても、同プロジェクト案を検討する所属長にのみ知されているものであって、同プロジェクトの検討事項の対象となる一般職員には知らせていない状態にあった。このため、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれや同プロジェクト検討者の意図に反して利用されるおそれがあり、県保健福祉分野における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当する。

(ウ) 別表1のγ-6欄に掲げる報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容に係る情報

a 関係機関等との具体的調整状況

本件処分により非公開とした関係機関等との具体的調整状況とは、新たに開設される児童自立支援拠点における学校教育に係る費用負担や教員配置等の開設調整事務に係る情報であり、これらの情報を公開すると、未成熟な情報が公になることで関係機関等に過度な期待や不安を抱かせ、その内容が関係機関等の意向に反する内容であった場合には、以後の調整に多大な労力を要することとなる。かかる場合にあっては、関係機関等との調整が遅れることにより同拠点の開設に遅れが生じるおそれがあることから、関係機関等との具体的調整状況は条例第5条第4号柱書に該当する。

b 竣工式及び内覧会実施案

本件処分により非公開とした竣工式及び内覧会実施案は、調整中の不確定な内容であり、これらの情報を公開することにより、関係各方面から招待者の確認の問合せや招待者の調整などの要望が出る可能性があるが、会場には物理的な限界があり、招待者をいたずらに増やすことはできないものである。

よって、これらの情報は、公開することにより、竣工式等の出席者の調整事務が増大し、ひいては児童自立支援拠点開設事務に支障を来すおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

c 引越し案

本件処分により非公開とした引越し案は、児童自立支援拠点に統合される実施機関、特定施設D等からの、入所者及び物品の移転スケジュール案並びに関係所属の業務分担案が記載されているところ、これらの情報を公開することにより、入所者及び物品の移転に当たっての防犯対策上脆弱な部分が明らかとなり、入所者の安全の確保及び県有財産の適正な管理に支障が生じることは明らかであるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 丁亥文書

(7) 頁番号1頁及び3頁から7頁までに記載された特定施設Aにおける防犯対策の内容

頁番号1頁及び3頁から7頁までにおいて本件処分により非公開とした情報は、特定施設Aにおける防犯体制の構築にかかわる情報であり、その内容は同施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「特定事件を踏まえた特定施設Aの安全対策について」に記載された実施機関における防犯対策の内容

「特定事件を踏まえた特定施設Aの安全対策について」において本件処分により非公開とした情報は、特定施設Aにおける具体的な防犯体制の構築に関する情報であり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容

「特定警察署による防犯指導について」において本件処分により非公開とした防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容は、特定施設Aが警察からの防犯指導を受けた際の各種防犯用品や警備体制等について行われた指導内容が記載されたもの及びその指導を踏ま

え具体的に採用を試みる防犯対策が記載されたものであり、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (エ) 「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設B）」に記載された防犯対策に係る内容

「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設B）」において本件処分により非公開とした情報は、福祉施設である特定施設Bにおける当時の防犯体制又は今後採るべき対策について、防犯マニュアル等、警備体制（現状）、来所者の把握方法（現状）、防犯用品・設備の活用、警察や地域等との連携、利用者や利用者家族との連携及びその他という7つの観点から整理された同施設の具体的な防犯体制に言及したものであって、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (オ) 「特定事件を受けた特定施設Cの防犯対策案」に記載された具体的な防犯対策の内容

「特定事件を受けた特定施設Cの防犯対策案」において本件処分により非公開とした情報は、特定施設Cにおける当時の防犯体制及び今後採るべき対策について、具体的な内容が記載された同施設の具体的な防犯体制に言及したものであって、前記ア(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (カ) 「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）」に記載された同プロジェクトの内容

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトの内容及び周知状況は、前記コ(イ)のとおりであるところ、本件処分により非公開とした「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）」に記載された同プロジェクトの内容には、その具体的な進め方やスケジュールも含まれるため、必要な説明を伴わないままその未確定な内容が公開されることとなると、同プロジェクトの検討を開始すること

が相当程度確実であるとの誤解を与え、その内容に期待感を持たせる結果となり、現在の人材育成計画を超えたキャリア形成を営もうとする者が出てくるなど、現行の人事管理にも支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、この点において、かかる情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第5条第4号エに該当する。

また、かかる支障が生じると、同プロジェクトの検討自体にも支障を生じさせるおそれがあるため、その他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書にも該当する。

(キ) 「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容

心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトとは、同職に関する前記(カ)に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の人材育成に関するプロジェクトであり、検討状況や周知の状況も福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の状況にあったものである。

よって、本件処分により非公開とした「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容は、前記(カ)と同様の理由により、条例第5条第4号エ及び柱書に該当する。

(ク) 「児童自立支援拠点の基本理念（案）」に記載された基本理念案の内容すべて

児童自立支援拠点にあつては、その基本理念案に基づいて基本方針を定めるところ、本件処分により非公開とした基本理念案が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、県所管の児童福祉施設の関係者に対して、基本理念が決定し、当該理念に基づいて基本方針が決定したような誤解を生じさせるおそれがある。そして、県所管の児童福祉施設は県が示す各種方針を参考に事業を展開していることから、未成熟な基本方針に基づき、県内の児童福祉施設から児童の受入要請や支

援要請があることにより、児童の発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援や県所管域における総合的な支援のネットワークの構築など、児童自立支援拠点を目指す本来の理念や方針を実現できなくなるおそれがあるため、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ケ) 「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容すべて

本件処分により非公開とした「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容には、同拠点の竣工式及び内覧会の実施計画案が記載されているため、かかる情報を公開した場合、前記コ(ウ) bで説明した支障が生じるおそれがあるほか、内覧会の追加実施を求められるおそれもあり、同拠点の円滑な開設に支障が生じさせるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

(コ) 「引越し日程について（案）」に記載された内容すべて

「引越し日程について（案）」に記載された内容には、児童自立支援拠点に統合する特定施設D等からの入所者及び物品の移転スケジュール案並びにかかる移転業務を遂行するに当たっての関係所属の業務分担案が記載されており、前記コ(ウ) cと同質の情報であることから、前記コ(ウ) cと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

シ 己丑文書

(ア) 特定利用者情報

己丑文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-3欄に掲げる特定利用者情報は、前記イに掲げる情報と同質の情報であることから、前記イと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 特定施設Xの改修及び建替え工事の具体的検討案

己丑文書において本件処分により非公開とした情報のうち、別表1のγ-10欄に掲げる特定施設Xの改修及び建替え工事の具体的検討案は、同施設の再生に向けた検討過程の情報であって、同施設の運営者、利用者、議会等にも明らかにしていなかったものである。したがって、

かかる情報は、これを公開した場合、同施設の運営者、利用者等と行ってきた同施設の再生に向けたこれまでの調整について疑念を抱かれ、相互の信頼関係の下で行われる以後の調整に支障が生じるおそれがあるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 甲戌文書及び己丑文書

甲戌文書及び己丑文書において本件処分により非公開とした別表1のγ-3欄に掲げる特定利用者情報は、特定施設Xの利用者に関する情報であって、条例第5条第1号本文で定める特定の個人が識別され、又は識別され得るものではないものの、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、同号本文に該当する。

また、かかる情報の内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 丁亥文書

(ア) 警部補以下の階級にある警察官の名前

別表1のα欄に掲げる警部補以下の階級にある警察官の名前は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある者の名前については、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当せず、その性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 特定施設Dにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Eにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、

診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容

本件処分により非公開とされた別表1のγ-3欄に掲げるこれらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないものの、その内容は、入所に至る具体的理由、家族状況及び疾患・障害の具体的名称に及んでおり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであることから、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

よって、これらの情報は条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、児童虐待防止対策の推進、児童養護施設等の許認可、ひとり親家庭の福祉施策等の推進等を所管している。

実施機関が、甲子文書、乙丑文書、丙寅文書、戊辰文書、庚辰文書、乙酉文書及び戊子文書を管理していたのは、児童相談所や児童福祉施設等に関する事務を所管しており、これらの施設や入所者の安全を確保する観点から各種通知の收受及び発出を行ったためである。

また、丁卯文書及び壬申文書を管理していたのは、特定事件を受けた特定事項の実施について、実施機関の所管施設において行うよう依頼を受け

たためである。

さらに、己巳文書、庚午文書、辛未文書、癸酉文書、甲戌文書、乙亥文書、丙子文書、辛巳文書、壬午文書、癸未文書、甲申文書及び庚寅文書を管理していたのは、実施機関の所管施設や当該施設の入所者の安全を確保する観点から、補正予算等を活用した特定事件への対応に関する情報共有に係る各種照会、通知等を収受するとともに、照会への回答に対応等したためである。

加えて、丁丑文書、戊寅文書、己卯文書、丙戌文書及び丁亥文書を管理していたのは、実施機関が入所施設を所管しており、施設や入所者の安全を確保する観点から特定会議B及び特定会議Cに参加したためである。

そして、己丑文書を管理していたのは、特定事件の再発防止に関する資料として、関係所属から参考送付されたためである。

実施機関は、これらの対応等を除き、他に特定事件に直接的に関係する業務を所管しているものではない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するにあたり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書もない。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分 of 適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政

文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、前記4(4)に示す経緯により、取得又は作成され、実施機関において管理されている文書であると認められる。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のγ-1欄からγ-10欄までに掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

もっとも、別表1のγ-1欄からγ-10欄までに掲げる情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか個別具体的に判断するものとする。

ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とし

た理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、緊急時の連絡体制に関する情報、危機管理マニュアルの有無に関する情報、防犯訓練の実施の有無に関する情報、所属内での会議に関する情報、特定利用者情報、特定施設Xの建替えに関する情報、県の補正予算に関する情報、国の第2次補正予算に関する情報、人材育成プロジェクトに関する情報、児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報、同拠点の基本理念案に関する情報、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報、同拠点への引越しに関する情報及び特定の空欄に関する情報ごとに分類されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設における防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報は、実施機関が説明するとおり、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連す

るとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記(ア)と同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、その内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

(エ) 防犯訓練の実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報については、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きくかわるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(オ) 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関はこの点について、かかる情報に該当するという点のみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議」に関する情報であるという点をもって、条例第5条第4

号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(カ) 特定利用者情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ-3欄に掲げる特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっており、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったものの、その具体的内容は明らかになっていなかったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報を公開した場合、報道機関からの取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号柱書に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号柱書にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号柱書にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報の内容にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開するこ

とによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(キ) 特定施設 X の改修又は建替えに関する情報

特定施設 X の改修又は建替えに関する情報は、同施設のその後の在り方に大きく影響する情報であり、その在り方について大きな議論となったことは公知の事実であることに照らすと、当時、かかる情報が何らの事前説明を伴うことなく公開された場合には、同施設のその後の在り方を含めた特定事件全般の事後対応にわたる、施設運営者、同施設の利用者等との調整事務に支障を及ぼすことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

(ク) 県の補正予算に関する情報

a 県の補正予算に係る情報のうち、県有施設及び民間施設を対象とした事業に係る予算要求予定項目として上げられたもの（以下「補正予算情報 A」という。）は、特定事件への事後対応の一環と位置付けられるものであるところ、本件請求時、特定委員会においては、特定事件の事後対応について検討が行われ、その後、採るべき具体的な事後対応について、特定委員会から県に対し報告が行われていることが認められるものの、本件請求時にあっては、いまだこれら事後対応に係る検討が行われている最中であったことが認められる。

したがって、このような状況にあって、かかる情報を公開すると、特定委員会の検討を経ることなく県の独断により特定事件に係る事後対応を行っているように捉えられ、特定委員会の存在意義が問われる事態となり、特定委員会において以後行われる検討に支障を生じ、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断

する。

- b 県の補正予算に係る情報のうち、特定施設Xの改修又は建替えに関するもの（以下「補正予算情報B」という。）は、前記aと同様の予算に関する情報であるとともに、前記(キ)に掲げる情報とも同質のものであると評価できることから、公開することにより、前記a及び前記(キ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ケ) 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(コ) 人材育成プロジェクトに関する情報

当審査会が確認したところ、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトは、実施機関が説明するとおり、各職にある者のキャリア形成の在り方を検討するもので、本件請求時においては、いまだ検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる。そして、人材育成等の人事制度に関する情報は、職員の異動や昇格といった今後携わる職務の内容にも密接に関連した情報であることにかんがみれば、これらの情報に対する職員の関心が高いことは容易に想定されるものである。また、これらのプロジェクトが検討の最初期の段階にあったことを考慮すると、これらのプロジェクトで検討対象と

なった各職にある者のキャリア形成の在り方についても、検討を経る過程において様々な修正等が行われることも容易に想定される。

したがって、これらの事情にかんがみれば、いまだ検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、今後修正が想定される未確定情報を相当程度の確実性がある情報と職員に認識させ、現行の人事制度ではなく、検討過程にある当該未確定情報に則ったキャリア形成を営もうとする者を生じさせるおそれも否定できず、そこに至らないまでも、現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、人材育成プロジェクトに関する情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

なお、実施機関は、これらの情報が同号柱書にも該当する旨説明するが、前記のとおり、これらの情報は同号エに該当すると認められるため、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

(4) 児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報

児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報については、実施機関が説明するとおり、同拠点における学校教育の費用負担等関係機関との各種調整に関する情報であって、調整の最中にある情報であることにかんがみると、これを公開した場合、公開された情報が調整対象者の意図に合致していなかったときには、以後の調整事務を増大させるであろうことは容易に想定されるものである。そして、このような事態が生じた場合には、同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれも認められる。

よって、同拠点の開設調整事務に関する情報については、公開することにより、当該調整事務及び同拠点開設事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(5) 児童自立支援拠点の基本理念案に関する情報

児童自立支援拠点の基本理念案に関する情報について、実施機関は、児童自立支援拠点の理念案を必要な説明なく公開すると、県所管の児童福祉施設関係者に当該基本理念に基づく基本方針が決定したと誤解させ、ひいては、同拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる旨説明する。

しかしながら、かかる説明には論理の飛躍があると言わざるを得ず、かかる情報を公開することで、同拠点の本来の理念や方針が実現できなくなると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、児童自立支援拠点の理念案に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ヌ) 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報

児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、実施機関が説明するとおり、会場に物理的限界がある中であっては、招待者を一定数以下にしなければならないという制約があり、こうした状況下で、調整中の段階にある招待者の情報や竣工式の日程を公開すると、関係者から招待者の追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、公開することにより、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ネ) 児童自立支援拠点への引越しに関する情報

児童自立支援拠点への引越しに関する情報については、入所者を有する特定施設D等から同拠点への入所者の移転に関する情報が含まれていることにかんがみると、公開することにより、引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングが明らかとなり、入所者の安全の確保に支障を生じるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ノ) 特定の空欄に関する情報

この点について、実施機関は、緊急時の連絡体制について記載がない空欄や「特定事件以降の各入所施設での対応状況」における空欄に

ついて、これを公開すると当該施設が防犯体制の整っていない施設であるとの誤解の下、犯罪の対象となるおそれが高まり、当該施設の安全面の確保に支障が生ずるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するところ、空欄であることそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得る場合については、前記(ア)と同様に、公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして同号柱書に該当すると認められるが、防犯体制の脆弱性を示すことにつながらない空欄にあっては、同号柱書には該当しないと言うべきである。

イ 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記アのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(1)ア、イ(ア)ないし(ウ)、ウ、エ及びオのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、これらの点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ 結論

以上を前提に本件を見ると、別表1の $\gamma - 1$ 欄から $\gamma - 10$ 欄までに掲げる情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書又はエに該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たり得ないものであるため、公開すべきであると判断する。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表1の α 欄、 β 欄及び $\gamma - 3$ 欄に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、前記(2)ウのとおり、これらの情報のうち、別表1の $\gamma - 3$ 欄に掲げるものは条例第5条第4号柱書

に該当すると認められるため、同条第1号本文該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表1の α 欄及び β 欄に掲げる情報の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第1号該当性

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

(ア) 別表1の α 欄に掲げる警部補以下の階級にある警察官の名前

別表1の α 欄に掲げる警部補以下の階級にある警察官の名前は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある警察官の名前については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある警察官の名前については、同号た

だし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

- (イ) 別表1のβ欄に掲げる特定施設Dにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Eにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容

当審査会が確認したところ、これらの情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設Dにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Eにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であり、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の無記名の統計情報であるため、個人を識別できる情報には該当しないと認められる。

この点について、審査請求人は、前記3(2)のとおり、これらの情報が個人を識別できない統計情報であって、精神医学雑誌等でこれに相当する情報が公にされているとして、これらの情報を非公開とする理由はない旨主張する。しかしながら、当審査会が確認したところ、入所理由や入所経路、保護者の状況等の各項目は相当程度具体化された類型ごとに統計情報として整理され、疾患等の名称に至っては、具体的名称まで記載されており、これらの情報は、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

当審査会が確認したところ、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、戊寅文書に添付された特定施設Eほか1施設の不審者等対応マニュアルについては、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、戊寅文書に添付された特定施設Eほか1施設の不審者等対応マニュアルについては、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨

主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、同条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

当審査会が確認したところ、本件処分にあつては、本件請求時に実施機関

が管理していない文書についてまで諾否決定を行っているため、以下、付言する。

条例第10条第1項が、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定を行わなければならない。」と規定し、同条第4項が「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」と規定していることにかんがみると、公開請求の対象となる行政文書は、公開請求の時点において実施機関が管理しているものと解するのが相当である。

なぜなら、公開請求時より後に当該公開請求に合致する行政文書が作成又は取得された場合に、当該行政文書をも特定すべきとすると、公開請求に係る行政文書の特定に際限がなくなることになりかねず、このような状況を是とすることは、事務処理上の困難に応じてあらかじめ45日以内の期限延長をすることを否定することにほかならないためである。

したがって、実施機関が、本件請求時より後に作成された行政文書まで特定していることは、不適切であると言わざるを得ない。もっとも、かかる特定は、本来、本件請求の対象となるべき行政文書の範囲を超えたより広範な特定であって、審査請求人が不利益を被ったとは言えないものであるが、文書の特定は、公開・非公開の判断の前提を成す重要なものであることにかんがみれば、実施機関においては、行政文書の公開請求に対し、当該請求の対象となる文書を特定するに際して、より慎重に文書の特定を行うことが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 1	己巳 文書	9月補正の対応（県民局）	9月補正の対応（県民局）の記載例 ○ 左記文書表中、第1欄第2項から第4欄第3項まで	第5条第4号 柱書
		9月補正の対応	9月補正の対応の対応内容（施設名、防犯対策、現状、予算額の内容） ○ 左記文書表中、第1欄第2項から第4欄第8項まで	
γ 2	入居を伴う 県有施設に おける警備 体制の状況	県民局所管6施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報		
		県民局所管6施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
		県民局所管6施設における防犯カメラの有無に関する情報		
		県民局所管6施設における自動警報装置の有無に関する情報		
γ 3	甲戌 文書	特定施設Xに関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち、6行目3文字目から22行目まで、32行目から35行目まで	第5条第1号 （個人非識別情報） 第5条第4号 柱書
γ 2	丁丑 文書	入居を伴う 県有施設に おける警備 体制の状況	県民局所管9施設における機械・人的警備の別	第5条第4号 柱書
			県民局所管9施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	
			県民局所管9施設における夜間の県職員の体制に関する情報	
			県民局所管9施設における防犯カメラの有無に関する情報	
			県民局所管9施設における自動警報装置の有無に関する情報	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
γ 2	戊寅 文書	特定会議 B 議事概要	第 5 条 第 4 号 柱書
γ 4		<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 5 行目まで、7 行目、10 行目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、12 行目 20 文字目から 13 行目まで、17 行目、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 左記文書 5 頁目のうち、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで <p>国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目のうち、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで 	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項		
γ 2	己卯 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容	第 5 条第 4 号 柱書	
			県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容		
			県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報		
			県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題		
			県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法		
			県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法		
	入居を伴う 県有施設における警備 体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報			
		県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報			
		県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報			
		県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報			
	庚辰 文書	平成 28 年 8 月 30 日付けメール	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、10 行目から 12 行目まで		第 5 条第 4 号 柱書
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで		

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 1	辛巳 文書	平成 28 年 9 月 13 日付けメール	保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、29 行目から 33 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
		添付ファイル	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容	
	壬午 文書	同左	県民局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、事業内容等の内容	第 5 条第 4 号 柱書
γ 2	癸未 文書	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	第 5 条第 4 号 柱書
		各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	
		各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	
		各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、危機管理マニュアルの有無に関する情報	
		特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管 6 施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
γ 2	丙戌 文書 同左	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報 ○ 左記文書 1 頁目のうち、10 行目から 25 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
γ 5		議題「(2)福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く。）に係る情報 ○ 左記文書 1 頁目のうち、29 行目から 42 行目まで	第 5 条第 4 号 エ及び柱書
γ 6		報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容に係る情報 ○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記文書 2 頁目のうち、4 行目から 6 行目まで、10 行目から 45 行目まで ・ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 24 行目まで、35 行目から 40 行目まで ○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記文書 3 頁目のうち、25 行目から 30 行目まで ○ 引越し案 ・ 左記文書 3 頁目のうち、31 行目から 34 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 2	丁亥 文書	頁番号 1 頁 の文書	特定施設 A における防犯対策の内容 ○ 左記文書のうち、3 行目以降のすべて（頁番号を除く。）	第 5 条第 4 号 柱書
		頁番号 3 頁 から頁番号 7 頁までの 文書	特定施設 A における防犯対策の内容 ○ 左記文書の内容すべて（頁番号を除く。）	
		特定事件を 踏まえた特 定施設 A の 安全対策に ついて	特定施設 A における防犯対策の内容 ○ 左記文書のうち、7 行目から 17 行目まで、19 行目から 28 行目まで、30 行目から 32 行目まで	
		特定警察署 による防犯 指導につい て	防犯指導の内容 ○ 左記文書 1 頁目のうち、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで	
	指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目のうち、30 行目から 39 行目まで			
α		警部補以下の階級にある警察官の 名前 ○ 左記文書 1 頁目のうち、3 行目 20 文字目から 21 文字目 まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 2	取組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設B）	特定施設Bにおける防犯対策の内容 ○ 左記文書1頁目のうち、4行目から8行目まで、10行目から20行目まで、22行目から27行目まで、29行目から32行目まで ○ 左記文書2頁目のうち、2行目、4行目から5行目まで、7行目から8行目まで	第5条第4号柱書	
	特定事件を受けた特定施設Cの防犯対策（案）	特定施設Cにおける防犯対策の内容 ○ 左記文書のうち、表の内容すべて		
γ 5	丁亥文書 < 続き >	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書のうち、タイトル及び日付以外の情報すべて	第5条第4号エ及び柱書
		心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書のうち、タイトル以外の情報すべて	
γ 7	児童自立支援拠点の基本理念（案）	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書のうち、3行目から6行目まで	第5条第4号柱書	
γ 8	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）	実施案の内容すべて ○ 左記文書のうち、3行目から32行目まで		

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 9	丁亥 文書 < 続き >	引越し日程 について (案)	引越し案の内容すべて ○ 左記文書 1 頁目のうち、3 行目、表の内容すべて ○ 左記文書 2 頁目のうち、表 の内容すべて、1 行目から 17 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
β		特定施設 D 入所児童の 状況 (平成 28 年 9 月 1 日現在)	入所理由、保護者状況内訳数及び 入所者の疾患・障害の具体的名称	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
		平成 28 年 9 月 1 日現在 在籍児童の 状況 (特定 施設 E)	入所者の入所理由、入所経路、知 的能力の状況、保護者の状況及び 保護者の職業等の状況の各項目に おける該当者数並びに入所者の障 害・疾患等の状況 (内科・外科等 を除く) に記載された診断名、診 断名ごとの該当者数及び備考欄記 載内容	
γ 10	己丑 文書	特定施設 X の機能回復 に向けた施 設面での検 討について	特定施設 X の改修及び建替え工事 の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 7 項まで	第 5 条第 4 号 柱書
γ 3			特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 1	己巳 文書	9月補正の対応	9月補正の対応の対応内容 (防犯対策、現状) ○ 左記文書表中、第2欄第2項から第3欄第8項まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)
		9月補正の対応	9月補正の対応の対応内容 (予算額) ○ 左記文書表中、第4欄第2項から同欄第8項まで	補正予算情報Aに該当する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(カ)a
γ 2	己巳 文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管6施設における警備体制(警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考)に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)
			県民局所管6施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
			県民局所管6施設における防犯カメラの有無に関する情報		
			県民局所管6施設における自動警報装置の有無に関する情報		
γ 3	甲戌 文書	特定施設Xに関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち、6行目3文字目から22行目まで、32行目から35行目まで	特定利用者情報に該当するため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(カ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕	
γ 2	丁丑 文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 9 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
		県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体制に関する情報			
		県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無に関する情報			
		県民局所管 9 施設における自動警報装置の有無に関する情報			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕	
γ 2	戊寅 文書	特定会議 B 議事概要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 5 行目まで、7 行目、12 行目 27 文字目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 左記文書 5 頁目のうち、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (2) ア (ア)</p>
			<p>国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目のうち、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで 	<p>事実確認が不十分な誤った国の第 2 次補正予算に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (2) ア (ケ)</p>
γ 4					

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
γ 2	己卯 文書	<p>特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）</p> <p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項、同欄第 3 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 5 行目まで ○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、5 行目から 9 行目まで ○ 左記文書 4 頁目表中、第 4 欄第 3 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、3 行目から 5 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (2) ア (ア)</p>
		<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項 		
		<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち、4 行目から 13 行目まで 		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 2	己卯 文書 < 続き >	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票) < 続き >	<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア)
			<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、同欄第 3 項</p>	<p>緊急時の連絡体制に関する情報に該当するため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
			県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法		
		入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制 (警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考) に関する情報		
			県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア)
			県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報		
			県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
γ 2	庚辰 文書	平成 28 年 8 月 30 日付けメール 県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、10 行目から 12 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
		県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで		
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで	補正予算情報 A に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >
γ 1	辛巳 文書	平成 28 年 9 月 13 日付けメール 保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、29 行目から 33 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
		保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 3 欄第 13 項まで、第 2 欄第 18 項から第 3 欄第 21 項まで、第 5 欄第 2 項から第 6 欄第 13 項まで、第 5 欄第 18 項から第 6 欄第 21 項まで		
		添付ファイル	○ 左記文書表中、第 2 欄第 14 項から第 3 欄第 17 項まで、第 5 欄第 14 項から第 6 欄第 17 項まで	補正予算情報 B に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分		文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
γ 1	壬午 文書	同左	県民局の11月補正予算要求 予定項目に係る細々事業 名、事業内容等の内容	補正予算情報 A に該当する情報 であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ク)a
γ 2	癸未 文書	各入所施設の 夜間の防犯体制	県民局所管6施設における 夜間の常勤・非常勤職員 数、警備体制、警備業務委 託の有無に関する情報	具体的防犯体制 に関する情報で あるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)
		各入所施設の 緊急時の連絡 体制	県民局所管6施設における 緊急時の施設内連絡体制、 職員への連絡体制、県への 連絡体制に関する情報	緊急時の連絡体 制に関する情報 であるため。ま た、空欄につい ても、緊急時の 連絡体制が整っ ていないという 防犯体制の脆弱 性を示すことに つながる情報で あるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(イ) 5(2) ア(ウ)
		各入所施設の 防犯カメラの 設置状況	県民局所管6施設における 防犯カメラの設置の有無・ 台数、自動警報装置の設置 の有無に関する情報	具体的防犯体制 に関する情報で あるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 2	癸未 文書 < 続き >	各入所施設の その他設備、 器具の状況	県民局所管 6 施設における 防犯のための設備・器具の 配備状況に関する情報	具体的防犯体制 に関する情報の ため。また、空 欄についても、 その他の防犯器 具が整っていない という防犯体制 の脆弱性を示 すことにつながる 情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(ア) 5 (2) ア(イ)
			県民局所管 6 施設における 防犯訓練の実施の有無に関 する情報のうち、次に掲げ るもの ○ 左記文書表中、第 3 欄 第 4 項、同欄第 8 項	具体的防犯体制 と密接に関連す る情報であって 実質的に具体的 防犯体制に関す る情報と同視で きる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(エ)
		特定事件以降 の各入所施設 での対応状況	県民局所管 6 施設における 防犯設備の確認に関する情 報	具体的防犯体制 に関する情報の ため。また、空 欄についても、 その他の防犯設 備が整っていない という防犯体制 の脆弱性を示 すことにつながる 情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(ア) 5 (2) ア(イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 2	癸未文書 < 続き >	特定事件以降の各入所施設での対応状況 < 続き >	<p>県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 5 項のうち、5 行目から 7 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア)
γ 2	丙戌文書	同左	<p>議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目のうち、10 行目から 18 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア)
γ 5			<p>議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く。）に係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目のうち、29 行目から 42 行目まで 	<p>検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号エ ></p>	5 (2) ア (コ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 6	丙戌 文書 < 続き >	同左	報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容に係る情報のうち、次に掲げるもの		
			○ 左記文書 2 頁目のうち、4 行目から 6 行目まで	児童自立支援拠点に関する未確定情報であり、今後、所定の手続きをもって正式決定される内容であるにもかかわらず、あたかも正式決定したかのように記載され、かかる情報が公開された場合、正式手続における決定に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	—
			○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記文書 2 頁目のうち、11 行目から 28 行目まで、32 行目から 40 行目まで、42 行目から 45 行目まで ・ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 8 行目まで、9 行目 6 文字目から 24 行目まで	児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (㊦)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 6	丙戌 文書 < 続き >	同左	<p>報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容のうち、次に掲げるもの< 続き ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工式及び内覧会実施案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記文書 3 頁目のうち、26 行目から 30 行目まで 	<p>児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ス)
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 引越し案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記文書 3 頁目のうち、32 行目から 34 行目まで 	<p>児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (セ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 2	丁亥文書	頁番号 1 頁の文書	特定施設 A における防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書のうち、7 行目から 19 行目まで、22 行目から 29 行目まで、表の内容すべて	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
		頁番号 3 頁から頁番号 7 頁までの文書	特定施設 A における防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書のうち、2 行目以降のすべて (頁番号を除く。)		
		特定事件を踏まえた特定施設 A の安全対策について	特定施設 A における防犯対策の内容 ○ 左記文書のうち、7 行目から 17 行目まで、19 行目から 28 行目まで、30 行目から 32 行目まで		
γ 2	特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書 1 頁目のうち、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで	具体的防犯体制につながる情報であって、具体的防犯体制に関する情報と同視することができる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >		
		指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目のうち、30 行目から 39 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >		

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
α	特定警察署による防犯指導について<続き>	警部補以下の階級にある警察官の名前 ○ 左記文書1頁目のうち、3行目20文字目から21文字目まで	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。 <第5条第1号>	5(3) イ(ア)
		特定施設Bにおける防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目のうち、10行目から20行目まで、29行目から32行目まで ○ 左記文書2頁目のうち、7行目から8行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)
取組んでいる又は検討している安全対策について(特定施設B)	特定施設Cにおける防犯対策の内容 ○ 左記文書のうち、表の内容すべて			
γ 2	丁亥文書 <続き>	特定事件を受けた特定施設Cの防犯対策(案)	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 <第5条第4号エ>	5(2) ア(コ)
		「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)		
γ 5		心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて(案)		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
γ 8	丁亥 文書 < 続き >	<p>児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について (案)</p>	<p>実施案のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書のうち、5行目22文字目から6行目まで、8行目、12行目から19行目まで、23行目6文字目から17文字目まで、30行目から32行目まで 	<p>児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。</p> <p>< 第5条第4号柱書 ></p>	5 (2) ア (ス)
γ 9		<p>引越し日程について (案)</p>	<p>引越し案のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書1頁目のうち、3行目、表の内容すべて ○ 左記文書2頁目の表の内容のすべて 	<p>児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。</p> <p>< 第5条第4号柱書 ></p>	5 (2) ア (セ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
β	丁亥 文書 < 続き >	特定施設 D 入所児童の状況 (平成 28 年 9 月 1 日現在)	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 < 第 5 条第 1 号 >	5 (3) イ (1)
	平成 28 年 9 月 1 日現在在籍児童の状況 (特定施設 E)	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況 (内科・外科等を除く) に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容			
γ 10	己丑 文書	特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討について	特定施設 X の改修及び建替え工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 7 項まで	特定施設 X の改修又は建替えに関する情報であって、公開することにより、特定事件全般の事後対応にわたる関係者との調整事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	5 (3) イ (1)
			特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目		
γ 3					

別表 3

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)
γ 1	己巳文書	9月補正の対応（県民局） ○ 左記文書表中、第1欄第2項から第4欄第3項まで	記載例にすぎず、公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		9月補正の対応 ○ 左記文書表中、第1欄第2項から同欄第8項まで	施設名にすぎず、別表2中、文書区分「己巳文書」で示した情報を非公開とする限り、左記該当部分を公開したとしても、施設の安全面の確保に支障を生じさせるおそれは認められないため。	
γ 2	丁丑文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況 県民局所管9施設における機械・人的警備の別	様式の一部として予め記載されているものであって、別表2中、文書区分「丁丑文書」で示した情報を非公開とする限り、左記該当部分を公開したとしても、施設の安全面の確保に支障を生じさせるおそれは認められないため。	

別表3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ 2	戊寅 文書	特定会議 B議事概 要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書3頁目のうち、10行目から11行目まで ○ 左記文書4頁目のうち、12行目20文字目から13行目まで、17行目 	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>
	己卯 文書	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票)	<p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管10施設における対応の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書2頁目表中、第4欄第2項のうち、1行目から3行目まで、同欄第3項、同欄第4項 ○ 左記文書3頁目表中、第4欄第2項のうち、1行目から4行目まで ○ 左記文書4頁目表中、第4欄第2項 ○ 左記文書5頁目表中、第4欄第2項のうち、1行目から2行目まで、同欄第3項 	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>

別表3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ 2	己卯文書 < 続き >	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票) < 続き >	<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項</p>	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>
			<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち 4 行目から 13 行目まで</p>	<p>マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2)ア(ウ)参照)</p>	
			<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項</p>	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	
			<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、同欄第 3 項</p>	<p>入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であっても、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。</p>	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)
γ 2	各入所施設 のその他設備、 器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、同欄第 5 項から同欄第 7 項まで	防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。	具体的防犯体制と密接に関連する情報であるため。
		県民局所管 6 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報	危機管理マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア(ウ)参照)	
	癸未文書	県民局所管 6 施設における所属内での会議に関する情報	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア(オ)参照)	防犯に係る会議の情報であるため。
	特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 7 行目まで、同欄第 4 項、同欄第 5 項のうち、1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)
γ 2	丙戌文書 同左	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、19 行目から 25 行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容に係る情報		
γ 6		○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記文書 2 頁目のうち、10 行目、29 行目から 31 行目まで、41 行目 ・ 左記文書 3 頁目中、9 行目 1 文字目から 5 文字目まで、35 行目から 40 行目まで	報告事項の項目名、本件請求時に既に公になっている情報等にすぎず、公開することにより、児童自立支援拠点の開設調整事務に支障を及ぼすおそれのある情報とは認められないため。	児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報であるため。
γ 8		○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記文書 3 頁目のうち、25 行目	報告事項の項目名にすぎず、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。	公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。

別表3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ 9	丙戌 文書 < 続き >	同左	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容に係る情報< 続き > ○ 引越し案 ・ 左記文書3頁目のうち、31行目	報告事項の項目名にすぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。	公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。
γ 2	丁亥 文書	頁番号1 頁の文書	特定施設Aにおける防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書のうち、3行目から6行目まで、20行目から21行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制等に関する情報であるため。
		頁番号3 頁から頁 番号7頁 までの文 書	特定施設Aにおける防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目のうち、1行目		

別表3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)
γ-2	取組んでいる又は検討している安全対策について(特定施設B)	特定施設Bにおける防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの		
		○ 左記文書1頁目のうち、4行目から8行目まで	防犯マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(2)ア(ウ)参照)	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		○ 左記文書1頁目のうち、22行目から27行目まで ○ 左記文書2頁目中のうち、2行目、4行目から5行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	
γ-7	児童自立支援拠点の基本理念(案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書のうち、3行目から6行目まで	基本理念案の公開をもって児童自立支援拠点の本来の理念や方針が実現できなくなるとは認められないため。 (答申5(2)ア(シ)参照)	児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる情報であるため。
γ-8	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書のうち、3行目から5行目21文字目まで、7行目、9行目から11行目まで、20行目から23行目5文字目まで、24行目から29行目まで	公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。	招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書 区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)	
γ 9	丁亥 文書 < 続き >	引越し日程について(案)	引越し案のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 17 行目まで	引越しに伴い生じる作業の分担に関する情報にすぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。	公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである (特段の指示がない限り、表中の記載事項は行数として数えない)。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 3 月 13 日	○ 諮問
平成 31 年 1 月 21 日 (第 184 回部会)	○ 審議
3 月 28 日 (第 186 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿崎 環	明治大学教授	部会員
田村 達久	早稲田大学教授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
常岡 孝好	学習院大学教授	会長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
堀内 かおる	横浜国立大学教授	

（令和元年5月29日現在）（五十音順）